

- ① 教職課程・保育士課程における教員・保育士養成に関する業務を充実させ、適正かつ良質な運営を安定的に行うことを目的に教職・実習センターを置く。
- ② 中高の「教職に関する科目」のうち「教職の理解」、「各教科の教育法（各教科教育法）」は、主に中高の教員経験を有する専任教員が担当し、本学のある横浜市内の中学校・高等学校、社会教育施設と連携した授業を行い、実践力のある教員の養成を目指している。
- ③ 中高教職課程においては『近隣中学・高等学校長との懇談会』を原則年2回開催し、近隣の公立義務教育学校、市立高等学校及び私立高等学校の校長先生を招いて意見交換会を行い、最新の学校教育現場の現況の把握や新任教員に求められるニーズに関する情報の収集を行う。
- ④ 幼稚園教諭免許課程では、教育実習の時期が終了した後に実習先幼稚園より先生を招いて実習懇談会を隔年で開き、園からの生の声を聞いて教員養成に反映している。